

## 第 30 期東京都青少年問題協議会専門部会の運営について

### 1 設置

- (1) 専門部会は、東京都青少年問題協議会総会の決定により設置される。
- (2) 専門部会は、「附属機関等設置運営要綱の取扱いについて（通知）」（25 総人調第 51 号）第 1 の 3 (5) にいう「分科会等」に該当するものとする。

### 2 定数及び表決数

- (1) 専門部会は、専門委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- (2) 専門部会の議事は、専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門部会長の決するところによる。

### 3 会議の公開

「附属機関等設置運営要綱」（62 総総行第 5 号）第 6 の 2 に基づき原則として公開とするが、以下の場合には、傍聴を禁止又は制限することもあり得る。

- (1) 傍聴の希望人数が会場の収容人数を超える場合
- (2) 個人のプライバシー保護、企業秘密保護の必要がある場合及び法令等により公開が禁止されている場合
- (3) 傍聴により、委員間の率直な意見の交換等が阻害されると専門部会長が判断した場合
- (4) その他の理由により、出席の専門委員の過半数が審議を非公開とすることに同意した場合

### 4 開催告知

- (1) 開催日時及び場所等の告知は、原則として、専門部会の開催 7 日前までに、東京都青少年・治安対策本部のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。ただし、専門部会の傍聴の可否については、原則として、開催 5 日前までに掲載する。
- (2) 告知内容  
開催日時、場所、議題、傍聴の可否  
傍聴可の場合（受付時間、傍聴可能者数、傍聴にあたっての留意事項）

### 5 議事録の公開

- (1) 原則として、ホームページ及び東京都の都民情報ルームにて公開とする。ただし、専門部会長は、3 (2) 及び(3) に該当すると認めるとき、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とする。
- (2) 前項により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、専門部会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開する。
- (3) 専門委員は、議事録の確定前に会議の内容について、公開しない。

### 6 会議資料の公開

原則として、専門部会終了後に、ホームページにて公開とする。ただし、専門部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

### 7 その他

これに定めるもののほか、専門部会の議事の手続その他専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会長が専門部会に諮って定める。

傍聴に当たっての留意事項

- 1 専門部会では、静粛にし、次の事項を守ってください。
  - (1) 携帯電話、スマートフォン等の電源は、必ず切ること。
  - (2) 指定の場所に着席してください。
  - (3) 発言に対して批評をしたり、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
  - (4) 飲食又は談笑をしないこと。
  - (5) 帽子、コート、えり巻の類を着用しないこと（病気その他正当な理由がある場合は、申し出てください。）。
  - (6) その他、専門部会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
  
- 2 携帯禁止物品の所持について質問を受けた場合に、これに応じないときは、入場を禁止することがあります。
  
- 3 専門部会での写真撮影や録音、録画及び会議中の会議の内容に係る電子メール、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（ツイッター、フェイスブック、ライン等）による発信は禁止とします。
  
- 4 審議の非公開の議決があった場合は、速やかに退出願います。
  
- 5 資料の内容によっては、持ち帰りができない場合があります。
  
- 6 傍聴を希望される方は、事前に電子メール又はファックス送信により、開催日の前々日の午後5時までに事務局へ申込みください。傍聴希望者が多数の場合は、事務局で抽選により決定します。

電子メール：S0000903@section.metro.tokyo.jp  
FAX番号：(03)5388-1217

※ 氏名、緊急時の連絡先、傍聴を希望される会議名を記入願います。
  
- 7 その他、不明な点は係員の指示に従ってください。

[携帯禁止物品]

銃器、棒、拡声器、無線機、ICレコーダー、カメラ、張り紙、ビラ、プラカード  
旗、のぼり、垂れ幕、はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット  
その他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物